

地震津波災害に備える

御社の備えは大丈夫ですか？

オフィス内の安全対策 顧客・従業員の避難誘導
非常食・水・資機材の備蓄対策 非常時の連絡方法の確保
事業継続への備え 等

宮城県防災指導員養成講習 受講者募集

(企業防災コース)

◇宮城県防災指導員とは

東日本大震災を契機として国、県、市町村による公助のみならず、地域住民や企業等が一体となって防災・減災活動に取り組む自助・共助の重要性が改めて認識されております。

宮城県は平成21年4月に施行した震災対策推進条例に基づき宮城県防災指導員養成講習を開催し、防災・減災活動で主導的な役割を果たす「宮城県防災指導員」の育成を行っております。

本養成講習を修了し宮城県防災指導員の認定を受けた方々に対しては、養成講習で習得した知識や技能を活かして地域や事業所等において防災対策や訓練の企画運営等の中心的な役割を担っていただくことが期待されています。

◇養成講習の受講資格及び定員について

〔受講資格〕 宮城県商工会連合会の会員となっている企業、団体等の事業所に勤務される方。

※既に宮城県防災指導員に認定されている方は、受講できませんので御了承願います。

〔定員〕 養成講習の定員は、50人です。

◇養成講習会の開催日、時間、会場

〔開催日時〕 平成26年2月27日(木) 午前9時から午後5時までの1日間の講習です。

〔会場〕 角田市商工会館 2階大会議室(角田市角田字大坊34-2)

◇養成講習の主な内容について

震災対策に関する基礎的な事項について、受講していただきます。(予定)

地震発生のしくみ・メカニズム 地震及び津波に備える企業の防災対策

事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)について(基礎)

◇受講申し込み及び受講料について

〔申込先〕 宮城県総務部危機対策課あて、FAX または 郵送 で申し込み願います。

〔受講料〕 受講者1人当たり 2,000円です。講習当日にお支払いいただきます。

◇宮城県防災指導員の認定について

養成講習を修了しますと、知事名による「宮城県防災指導員認定証」が交付されます。

(おおむね1か月後に、お勤め先へお送りします。)

お申し込み

裏面受講申込書により、下記まで FAX または 郵送 でお申し込み願います。

宮城県総務部危機対策課

(〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1)

TEL:022-211-2376 FAX:022-211-2398

お問い合わせ

宮城県防災指導員制度に関するお問い合わせは、下記にお問い合わせ願います。

宮城県総務部危機対策課防災推進班(電話022-211-2376)

E-mail: kikis@pref.miyagi.jp URL: http://www.pref.miyagi.jp/kikitaisaku/

ファックス送信票

【申込先】 宮城県総務部危機対策課 行き

(F A X 番号 : 022-211-2398)

申し込み月日 : 平成 年 月 日

宮城県防災指導員養成講習受講申込書

宮 城 県 知 事 殿
(所属団体経由)

住所(自宅) 〒 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 _____

電 話 番 号 _____

震災対策推進条例第8条に基づく下記の宮城県防災指導員養成講習を受講したいので、申し込みます。

受講するコース	企業防災コース (角田市商工会)
受講日	平成26年2月27日(木) 午前9時から午後5時まで
受講場所	角田市商工会館 (所在地: 角田市角田字大坊34-2)
所属する 企業名等	企業等の名称: _____ 所在地: 〒 _____ 電話番号: _____
その他	1 受講申込書は、宮城県総務部危機対策課あて、申し込み願います。 2 平成26年2月13日までに、申し込み願います。定員(50人)になり次第、締め切りとさせていただきます。 3 講習を終了しますと、「宮城県防災指導員」に認定され、後日、郵送で認定証が交付されます。 4 宮城県防災指導員は、県が作成する「宮城県防災指導員登録名簿」へ登録されます。登録された個人情報、関係法令に基づき適正に管理します。

※ 受講料(資料代2,000円)を別途申し受けますので、受講当日にお支払い願います。